

令和7年2月12日
長野県司法書士会

事業報告書

第1 相談会名

司法書士による

「相続・遺言・成年後見・空き家無料相談会&勉強会 in 長野市若槻地区」

第2 開催日時

令和7年1月29日（水）午後1時30分～午後4時30分

第3 開催方式及び会場

1 面談相談会

- (1) 会場 若槻公民館
- (2) 実施形態 予約制
- (3) 相談時間 30分

2 勉強会

- (1) 会場 若槻公民館
- (2) 実施形態 予約不要
- (3) 時間 午後1時30分～午後3時00分（1時間30分）

第4 開催趣旨

昨今問題となっている所有者不明土地問題や空き家問題等に対応すべく法改正が相次ぐ中、昨年4月1日から相続登記が義務化されました。それに伴い相続に関する相談が急増する中、長野県司法書士会では、県内各地で出張無料相談会を開催してきました。相続問題を解決するにあたり、遺言や成年後見、空き家問題も密接に関連するケースも少なくありません。それらの相談需要に応えるべ

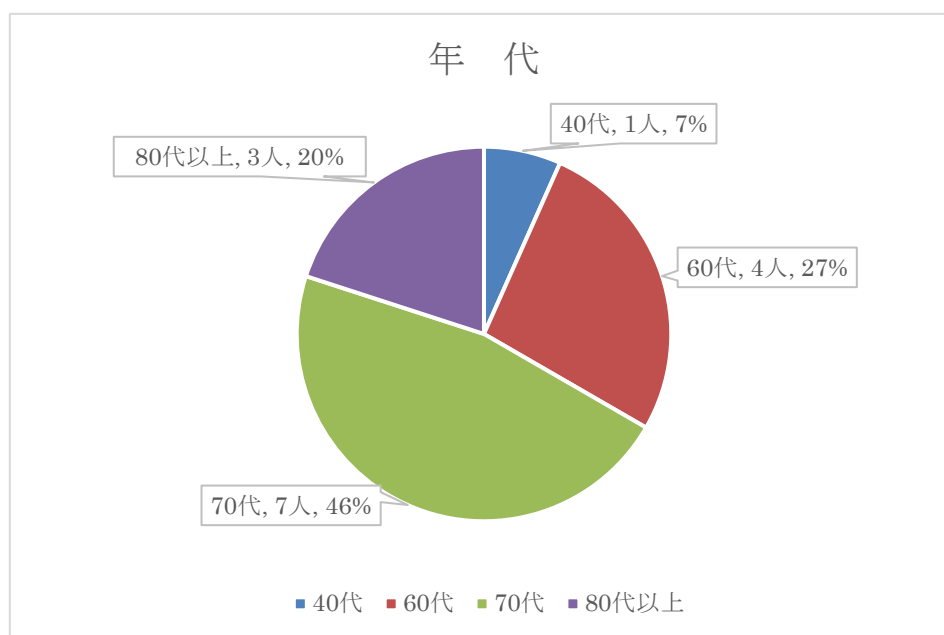
く、成年後見制度に精通する成年後見センター・リーガルサポートながの支部との共催により、長野市若槻地区において、出張無料相談会を開催することといたしました。

また、「相続、遺言の基本と成年後見制度、空き家問題について」と題し、成年後見センター・リーガルサポートながの支部の会員を講師とした勉強会も同時開催しました。

第5 相談件数 15件

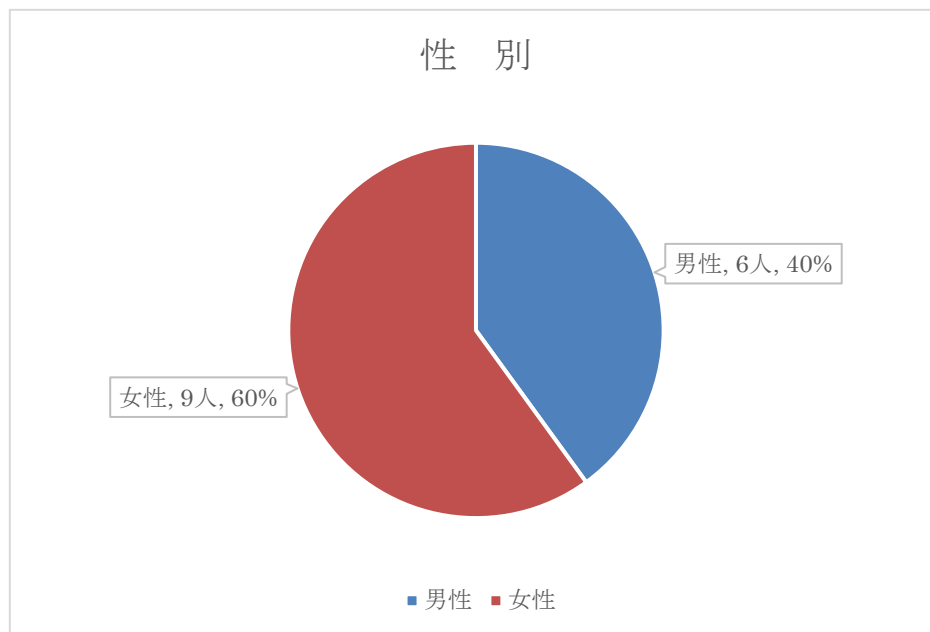
(1) 年代

40代 1人 60代 4人 70代 7人 80代以上 3人



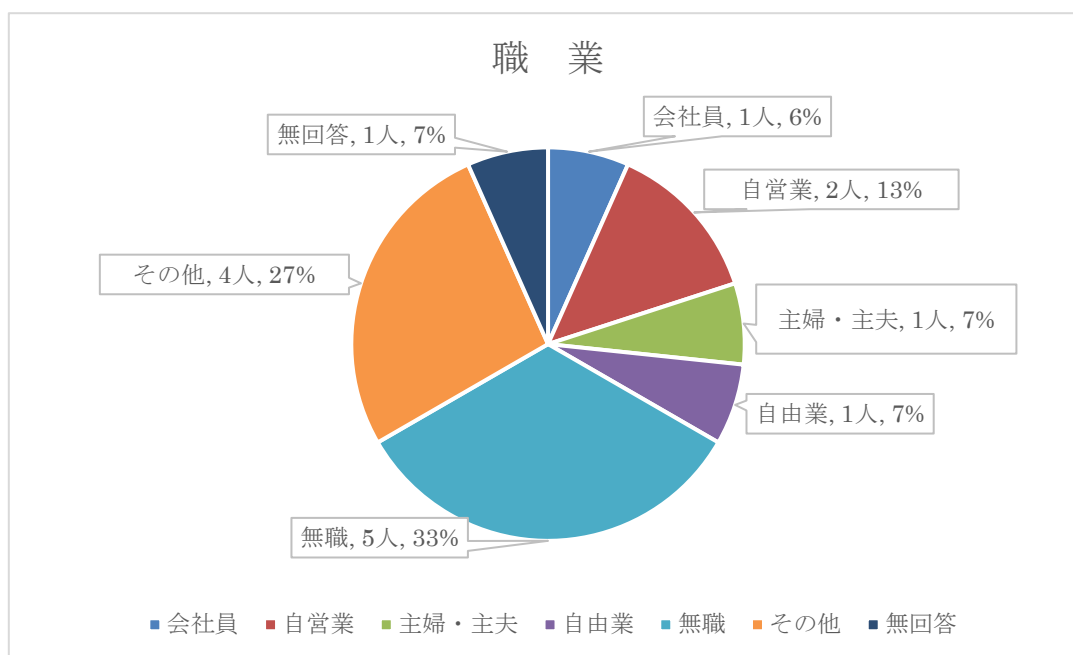
(2) 性別

男性 6人 女性 9人



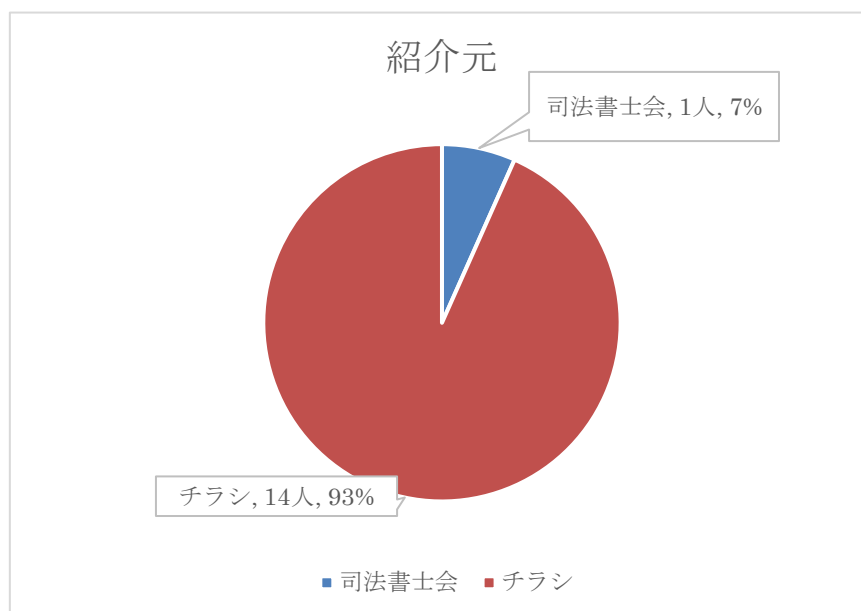
(3) 職業

会社員 1人 自営業 2人 主婦・主夫 1人 自由業 1人
無職 5人 その他 4人 無回答 1人



(4) 紹介元

司法書士会 1人 チラシ 14人



第6 主な相談内容

- ・相続登記について
- ・相続放棄について
- ・自分が亡くなったら、誰が相続人になるのか
- ・自分の終活、死後事務委任について
- ・公正証書遺言の作成について
- ・障がいのある親族の将来が心配。成年後見、家族信託について

第7 勉強会参加者 22名

第8 実施した感想・コメント・今後の対応

相談会を開催した長野市若槻地区は、人口19,802人(令和6年4月1日現在)の長野市北部に位置する地域です。開催にあたっては、長野市が後援していただき、会場の確保から広報まで全面的にご協力を賜りました。これまでの出

張無料相談会では、「空き家」については特にテーマに掲げてはいなかったものの、相続問題と空き家問題は密接に関連しており、相続の依頼に併せて空き家の相談を受けることも少なくありませんでした。長野市空き家対策室のご担当者様より、長野市においてもそれは例外ではなく空き家対策に苦慮しているとのことであったため、行政と連携を取りながらこの問題も解決していくべく、従来の「相続・遺言・成年後見」に「空き家」も加えた本相談会を開催するに至りました。

本相談会は予約制とし、相談員を3名配置（内1名は空き家問題対策委員、内1名はリーガルサポート会員）し、最大18件の相談を受託できる体制を整えました。広報については、長野市のHPに掲載いただくとともに、該当地区にチラシを全戸配布していただきました。

結果は、全15組の相談があり、その相談内容は、相続を中心として終活や成年後見についての相談も含まれ、まさに本相談会の趣旨に合致したものであったのではないかと思います。

一方、勉強会は、長野市空き家対策室の職員の方もご参加くださり、全22名の参加となりました。こちらも多くのご参加をいただき盛況な勉強会となったと感じています。

相続登記の申請義務化をはじめとし、様々な法改正が相次いでいる今、相談に関する需要も高い水準で推移しており、今後もしばらくはその傾向が続くものと思われま。一言で相続といってもその内容は千差万別であり、前提問題を解決しなければ本題の解決に至らない複雑なケースも増えています。複雑化した相続問題は私たち司法書士のみで解決できるものではありません。市町村や裁判所といった関係各所と連携を図り、問題を解決していかなければならないケースも多々存在します。私たちは、これからも「街の法律家」であるために、時に司法書士が主体となり、時に関係各所とのパイプ役として、市民の皆さんの道標になればと考えております。今後も長野県司法書士会は、様々な相談会や活動を計画・実施し、法的サービスの提供に努めて参ります。

第9 当日の様子

